

平成２７年度公共事業の評価に関する意見書

平成２８年１月１５日

京都市公共事業評価委員会

平成28年1月15日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会

委員長 戸田 圭一

平成27年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成10年12月25日に設置された。本委員会は、平成10年度から平成26年度までの間に180事業に対して審議を行い、意見を述べた。本年度は、平成27年12月14日までに、再評価の対象となった3事業と事後評価の対象となった6事業について、4回の審議を行った。審議の結果、本委員会の意見を、下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者の合意形成及び効率性並びに実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

本年度は、別紙1の3事業が再評価の対象となり、また、別紙2の6事業が事後評価の対象となった。

再評価の対象となった3事業については、平成22年度に再評価を行い、本委員会において「事業継続」は妥当であると判断した事業であるが、再評価実施後5年間を経過した本年度も、まだ継続中であることから再々評価を行った。

事後評価の対象となった6事業のうち4事業については、再評価を実施した事業で、平成20年度に完了した2事業、平成25年度に完了した1事業及び平成26年度に完了した1事業について、事後評価を行った。残る2事業については、新規採択時評価のみ実施し、平成22年度に完了した1事業、平成24年度に完了した1事業について、事後評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容と対応方針（案）の説明を受け、その妥当性

について詳細に審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成20年度及び平成22年度から平成25年度までに再評価を行い、現在も継続中である別紙3の30事業について、平成26年度までの実績等の報告を受け、そのうち進ちよく率が90%を上回る事業や近々、完成が見込まれる事業などを除いた22事業を抽出し、事業進ちよくの確認を行った。

2 全体についての意見

再評価の対象となった3事業については、京都市の対応方針（案）のとおり、事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も、市民生活の向上や安全性の確保のうえから、早期の完成が望まれる。

次に、事後評価の対象となった6事業については、事業効果が発現し、目的が達成されていることから、京都市の対応方針（案）のとおり、今後の事後評価及び改善措置の必要性はないと判断した。

3 個別事業に対する意見

<再評価>

（1）街路事業 山陰街道

本事業は、都市計画道路葛野中通（天神川通）を起点とし、国道9号を終点とする京都市西部地域の東西補助幹線道路で、都市計画道路久世梅津北野線（桂川街道）から府道桂停車場線までの区間を整備することにより、阪急桂駅への路線バスの円滑な運行と、歩行者の安全な通行を確保し、また、周辺環境に配慮しながら、地域の活性化を図るものである。

市民生活に密着した重要な道路事業であることに加え、地元住民の事業への理解も深まっている中で、境界確定が進んでおり、既に事業用地の一部を確保し、今後も用地買収の進ちよくが見込める状況にあることから、「事業継続」は妥当であると判断した。

（2）土地区画整理事業 上鳥羽南部地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である油小路通などの都市計画道路と近隣公園等の公共施設の整備を、隣接する土地区画整理事業施行地区と連携して施工することにより、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

都市計画道路及び区画道路はすべて完成し、仮換地指定率も98.5%に達してお

り、事業は最終段階である。残る仮換地指定のための民地間の境界確定や出来形確認測量^{※1}等、関係者の協力のもと作業が進められており、換地処分に向けて進ちよくが図られていることに加え、地権者をはじめ多くの関係者から早期完成を求められていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

なお、本事業は最終段階を迎えており、早期完了に努められたい。

※1…土地区画整理事業に係る工事等が完了した後に、各土地の位置、形状及び面積を確認し、登記簿面積を確定する測量をいう。

（３）土地区画整理事業 伏見西部第五地区

本事業は、京都国際文化観光都市建設計画の一環として、幹線道路である横大路淀線等の都市計画道路を骨格として、周辺地域と整合した公共施設の整備改善を行い、健全で良好な市街地の形成を図るものである。

前回の再評価における本委員会からの提言を受け、早期に事業効果を発現させるため、施行面積や事業費を大幅に縮減するなどの事業計画の抜本的な見直しが行われ、事業進ちよくが見込める状態にある。伏見西部地区全体として、公共施設（道路、水路等）が効果的に機能するために、一体的に事業を進める必要があることに加え、地権者をはじめ多くの関係者から早期完成を求められていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

＜事後評価＞

（１）街路事業 新十条通（伏見工区）

（２）街路事業 新十条通（山科工区）

これら２事業は、有料道路支援事業として行われ、広域的な幹線道路網の一体整備として、阪神高速道路公団（現、阪神高速道路株）により整備された新十条通の本線部と、伏見工区において都市計画道路鴨川東岸線、十条通、山科工区において都市計画道路西野山大宅線とを接続するランプ部^{※2}を整備したものである。

本事業によって、高速道路の新十条通と一般道の幹線道路が接続し、伏見、山科地区における幹線道路網が強化されるとともに、安全で円滑な道路交通が確保されるなど事業の効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

※2…高速道路本線と一般道をつなぐ道路をランプ部という。

（３）街路事業 油小路線（斜久世橋工区）

本事業は、阪神高速道路(株)との合併施行方式^{※3}が適用され、街路事業として行われており、京都高速道路の油小路線と新十条通を接続することで、京阪神都市圏を結ぶ道路ネットワーク及び災害発生時の緊急輸送道路ネットワークの強化を図ったものである。

本事業によって、油小路線～新十条通の道路ネットワークが形成され、周辺一般道の渋滞緩和に寄与するなど、事業の効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

※3…京都市が高架橋の本体構造物を整備し、阪神高速道路(株)が料金所や舗装の整備を行った。

（４）土地区画整理事業 洛北第三地区

本事業は、都市計画道路の幡枝葵森線、幡枝中通を根幹に道路、水路、公園等を配置するとともに、宅地の利用の増進を図り、自然及び歴史的景観と調和した良好な市街地を形成するものである。

本事業によって、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地についても整形化して再配置するなど、土地利用を考慮して整備されており、優れた眺望景観として京都市が指定している円通寺からの眺望景観にも配慮した良好な市街地環境が形成されている。このように、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

（５）土地区画整理事業 洛北第二地区

本事業は、都市計画道路の宝池通、上高野岩倉線、幡枝葵森線を根幹に道路、水路、公園等を配置するとともに、宅地の利用の増進を図り、自然及び歴史的景観と調和した良好な市街地を形成するものである。

本事業によって、道路、公園等の公共施設が計画的に整備され、宅地についても整形化して再配置するなど、土地利用を考慮して整備した結果、良好な市街地環境が形成されており、土地区画整理事業による効果が発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

（６）下水道事業 下水污泥集約事業

本事業は、伏見及び石田水環境保全センターから発生する污泥を鳥羽水環境保全センターに送泥する管路を新たに整備することで、下水污泥の集約処理を推進し、

効率化を図ったものである。

本事業によって、これまで行っていたトラック輸送の廃止による環境負荷の低減と交通渋滞が緩和されており、汚泥処理施設の改築更新費や維持管理費の低減も発現されていることから、「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない」と判断した。

平成 27 年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ①事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
 ②事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過した時点で継続中の事業
 ④事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする事業
 ⑤社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	H27.3 事業進捗率 (%)	備考
街路事業	1	山陰街道	延長 L=178m 幅員 W=15m	H2	③	26	10.9	平成 22 年度 再評価実施
土地区画整理事業	2	上鳥羽南部地区	面積 A=151.0ha	S46	③	45	96.4 (98.5)	平成 22 年度 再評価実施
	3	伏見西部第五地区	面積 A=64.5ha	H13	③	15	10.3 (1.9)	平成 22 年度 再評価実施

() 仮換地指定率

平成 2 7 年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ①新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後 5 年以内（廃棄物処理施設整備事業にあつては、事業完了後 7 年以内）の事業
- ②市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	備考
街路事業	1	新十条通 (伏見工区)	延長 L=851m 幅員 W=7.5~77.0m	H7	①	H20	
	2	新十条通 (山科工区)	延長 L=50m 幅員 W=64.0~73.0m	H7	①	H20	
	3	油小路線 (斜久世橋工区)	延長 L=1.5km 幅員 W=9.5m	H18	①	H22	
土地区画整理事業	4	洛北第三地区	面積 A=32.1ha	H5	①	H25	
	5	洛北第二地区	面積 A=53.4ha	S53	①	H26	
下水道事業	6	下水汚泥集約事業	送泥管 石田～鳥羽 L=9.5km 伏見～鳥羽 L=4.8km	H20	①	H24	

(別紙 3)

平成 27 年度フォローアップ対象事業一覧表

再 評 価 実施年度	種 別	番号	事 業 名	進ちよく率 (%)		備考
				H27.3	再評価	
平成 25 年度	街 路 事 業	1	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	100	93.3	平成 26 年度完成
	道 路 事 業	2	宮前橋改築	2.7	1.3	
	河 川 事 業	3	白川	71.8	71.8	
		4	西羽東師川支川	56.4	55.3	
	土地区画整理事業	5	伏見西部第三地区	83.4	82.4	
		6	伏見西部第四地区	41.9	41.7	
	住宅地区改良事業	7	崇仁北部第三地区	87.9	83.4	
		8	崇仁北部第四地区	72.6	70.3	
平成 24 年度	街 路 事 業	1	伏見向日町線	95.1	95.1	進ちよく率 90%以上
		2	中山石見線	74.4	66.1	
		3	御陵六地藏線 (第三工区)	25.2	25.2	道路整備事業見直し
	河 川 事 業	4	西野山川	88.6	86.2	
		5	西高瀬川 (有栖川工区)	71.2	65.8	
		6	善峰川	67.4	65.8	
	都市公園事業	7	宝が池公園 (広域)	58.8	58.8	
	住宅市街地 総合整備事業	9	東九条地区	65.9	59.1	
平成 23 年度	街 路 事 業	2	I・Ⅲ・25 鴨川東岸線 (第二工区)	79.7	75.0	
	道 路 事 業	3	一般国道 162 号 (栗尾バイパス)	72.8 (97.6)	18.5	()は道路整備事業見直し 区間を除いた進ちよく率
		4	城南宮道	83.1	47.1	平成 27 年度完成予定
	河 川 事 業	5	七瀬川	92.8	91.6	進ちよく率 90%以上
	住宅地区改良事業	6	三条鴨東地区	77.4	73.1	

再 評 価 実施年度	種 別	番号	事 業 名	進ちょく率 (%)		備考
				H27.3	再評価	
平成 22 年度	街 路 事 業	1	深草疏水通	100.0	98.3	平成 26 年度完成
平成 20 年度	下 水 道 事 業	1 1	下水高度処理施設整備事業 鳥羽処理区	41.2	34.2	
		1 2	下水高度処理施設整備事業 吉祥院処理区	89.1	89.1	
		1 3	下水高度処理施設整備事業 伏見処理区	60.0	48.9	
		1 4	下水高度処理施設整備事業 山科処理区	32.1	32.1	
		1 5	浸水対策事業 新川排水区	20.9	6.4	
		1 6	浸水対策事業 西羽束師川第 2 排水区	80.2	72.2	
		1 7	下水道改善対策事業 東山地域合流式	98.4	93.5	進ちょく率 90%以上
		1 8	下水道改善対策事業 伏見大手筋地域合流式	44.7	11.2	

※着色した事業以外の事業進ちょくを確認

参 考 資 料

- 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業評価委員会審議日程

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿

(敬称略, 五十音順)

○	大桑徳戸中廣舞宮廻	山原久田川岡谷澤	理毅子一美子晃澄俊	大阪工業大学工学部准教授 京都新聞社論説委員 立命館大学法学部教授 京都大学経営管理大学院教授 京都市地域女性連合会副会長 連合京都事務局長 京都経済同友会幹事 同志社大学経済学部教授 京都造形芸術大学芸術学部教授
◎			はるよ	

(◎ : 委員長, ○ : 副委員長)

2 京都市公共事業評価委員会審議日程

区 分	開 催 年 月 日	内 容
第 1 回	平成 27 年 7 月 24 日	・ 平成 27 年度フォローアップ対象事業の報告聴取
第 2 回	平成 27 年 9 月 4 日	・ 平成 27 年度再評価対象事業の事業概要及び対応方針 (案) の審議及び現地視察
第 3 回	平成 27 年 11 月 17 日	・ 現地視察を踏まえた平成 27 年度再評価対象事業の 事業概要及び対応方針 (案) の審議 ・ 平成 27 年度事後評価対象事業の事業概要及び 対応方針 (案) の審議
第 4 回	平成 27 年 12 月 14 日	・ 平成 27 年度公共事業の評価に関する意見書の取りま とめ